公立幼稚園・認定こども園における預かり保育事業について

預かり保育の利用料無償化について

保護者の就労や入院・通院などで、家庭の保育が困難な場合に、施設がお預かりして保育を行います。預かり保育利用料が無償化の対象となるためには、保護者が以下の状況にあり、事前に保育の必要性の認定(新2号認定)が必要です。

新2号認定の申請には「子育てのための施設等利用給付認定申請書」をこども保育課に提出してください。

◆認定基準

基準	保護者の状況
就労	1か月に64時間以上労働することを常態としていること
妊娠・出産	妊娠中であるか、または出産後間もないこと
疾病・障がい	疾病もしくは負傷により、身体または精神に障がいを有していること
看護・介護	家族(長期入院等をしている親族を含む)を常時介護または看護していること
災害復旧	震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっていること
求職活動	求職活動を継続的におこなっていること
在学	在学していること※職業訓練校等における職業訓練を含む
虐待・DV	虐待または DV の恐れがあること
その他	上記に類する状態として、市長が認めた場合

[※]保護者のいずれかが育児休業中の場合は利用できません。

◆対象施設

幼 稚 園: 埴生幼稚園・高鷲南幼稚園

こども園:こども未来館たかわし・向野こども園・(仮称)第3こども園

※埴生幼稚園、高鷲南幼稚園、(仮称)第3こども園は令和8年度から開始

◆対象経費

<u>日額 450 円</u>に利用日数を掛け合わせた額で、<u>月額 11,300 円</u>を上限に、実際に預かり保育に要した利用料を支給します。(全額無償になりませんのでご注意ください。)

◆支給方法

償還払いとします。利用料は一旦、施設にお支払いください。

(※「償還払いとは」一旦自身で支払い、後日請求により払い戻しを受けることです。)

◆請求手続きの流れ

利用料の償還払いを受けるためには、別途請求が必要です。

①「施設等利用費申請書兼請求書(償還払い用)」【市役所に設置】に、施設が発行する「領収書」及び「提供証明書」を添付して、羽曳野市こども保育課(本庁1階①番窓口)に提出してください。 ②羽曳野市が書類を審査し、保護者名義の口座に支給します。